

告 示

埼玉県告示第五百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和八年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和八年七月二十四日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社東武土木

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県久喜市吉羽三丁目十八番地六

ハ 代表者の氏名

日下部 岳野

ニ 許可番号

なし

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和八年七月三十一日から同年八月二日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社東武土木は、令和六年七月二十五日付けの廃業により許可を受けていない状態となったにもかかわらず、その後、軽微でない建設工事を複数請け負った。

これは、法第三条第一項に違反し、法第二十八条第二項第二号の「請負契約に關し著しく不誠実な行為」に該当する。